

確 認 書

名古屋工業大学職員組合（以下「組合」という。）と国立大学法人名古屋工業大学（以下「大学」という。）は、現行給与の改定及び待遇改善の問題について、平成17年12月13日と22日、及び平成18年1月25日に団体交渉を開催し、下記の事項を確認した。

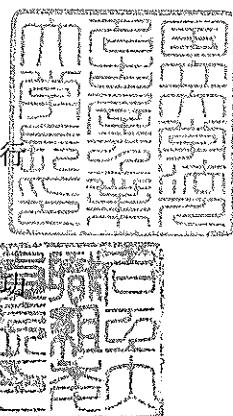
- (I) 賃金など労働条件は、労使の交渉によって決定されるものであることを確認した。「給与構造見直し」問題などについては、今後も誠実に交渉、協議をすすめる。
- (II) 本学職員（事務・技術系職員）の給与水準は、国家公務員に比較して、低い水準（ラスパイレス指数89.1%）であり、これを改善するために協議を継続する。
- (III) 学長は、大学法人の自主的・自律的な運営を確保するため、国大協と共に国へ積極的に働きかける。
- (IV) 大学より提案のあった平成17年度の給与改定（基本給の0.3%減額と、扶養手当500円及び初任給調整手当200円の減額、平成18年2月1日実施）は職員に一方的に不利益変更を課するものであり、組合は大学の提案を認めるものでない。しかしながら、今回については国立大学法人をとりまく情勢に鑑み、大学が不利益の緩和・代償措置として、以下の事項を組合に対して確約することを条件に、給与改定の実施に同意するものとする。
 - 1. 実施日を平成18年3月1日とする。
 - 2. 勤勉手当を0.05ヶ月分引き上げ、期末・勤勉手当の総支給月数を4.45ヶ月とする。
 - 3. 平成17年10月の組合からの要求に基づき、昇任の基準を満たす技術系職員を、年度内に4級へ昇任させる。
 - 4. 事務系職員については、今後、資格のあるものには係長への昇任を早期に実施し、待遇改善を図る。
 - 5. 常勤職員との待遇格差是正のため、パート職員に2日以上（週1日勤務のパートについては1日以上）の特別休暇（夏季休暇）を導入する。今後、常勤及びパート職員の夏休みの日数増について組合と協議・検討する。
 - 6. 現在雇用されているパート職員の給与は、現給を引き下げない。
 - 7. 学長は平成18年3月に退職する職員に対して、退職金の減額について充分な理解が得られるよう、誠意を持って説明する。

上記の確認書の締結を証するため本書2通を作成し、大学、組合それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年2月8日

国立大学法人名古屋工業大学長

松井 信行



名古屋工業大学職員組合執行委員長

坂本

